

姓	名	株數
渡邊	悦太郎	一
河原	只次郎	一
各務	重次郎	一
横田	久三郎	一
竹川	中村友太郎	一
高橋	奈良房	一
中村	七郎	一
村上	本瀬	一
田中	木部	一
藤原	留茂	一
武田	本助	一
田藤	貞之郎	一
三郎	吉郎	一
太郎	吉子	一
彦三郎	吉衛	一

姓	名	株數
河原	只次郎	一
各務	重次郎	一
横田	久三郎	一
竹川	中村友太郎	一
高橋	奈良房	一
中村	七郎	一
村上	本瀬	一
田中	木部	一
藤原	留茂	一
武田	本助	一
田藤	貞之郎	一
三郎	吉郎	一
太郎	吉子	一
彦三郎	吉衛	一

姓	名	株數
稻谷	平久郎	一
佐藤	新吉郎	一
水谷	千七郎	一
柴又	吉郎	一
島澤	吉郎	一
安藤	吉郎	一
寺田	吉郎	一
小林	吉郎	一
田中	吉郎	一
藤原	吉郎	一
太郎	吉郎	一

姓	名	株數
長尾	禪男郎	二
太田	吉郎	一
尾岸	吉郎	一
山田	吉郎	一
小林	吉郎	一
田中	吉郎	一
藤原	吉郎	一
太郎	吉郎	一
廣治郎	吉郎	一
太郎	吉郎	一

姓	名	株數
長尾	禪男郎	二
太田	吉郎	一
尾岸	吉郎	一
山田	吉郎	一
小林	吉郎	一
田中	吉郎	一
藤原	吉郎	一
太郎	吉郎	一
廣治郎	吉郎	一
太郎	吉郎	一

日本車輛製造株式

會社定款

第一章 總則	第二章 株式及株主	第三章 資本	第四章 株券	第五章 貨物	第六章 會社財務
第一條 本會社ハ商號ヲ日本車輛製造株式	株式ノ金額ヲ五拾圓、株數ヲ八萬株トス但シ株券ハ一株券、五株券、十株券及五十株券ノ四種トス	合資額ヲ五百萬圓トス	株券裏面ニ記名捺印シ本會社所定ノ請求書ヲ差出スヘシ但シ株式譲受ノ場合ニハ謂渡人ト連署シ其ノ他ノ場合は本會社ノ適當ト認ムル證明書ヲ添付スコトヲ要ス	第三條 本會社ノ資本金ハ四百萬圓トス	第八條 株券ノ種類ヲ變更シ若クハ株券ヲ毀損シタル故ニ以テ新株券ヲ請求スル者アルトキハ新株券一通ニ付金貯拾錢ヲ徵收シ舊株券ト引換フヘシ但シ一株券ナントス
第二條 本會社ハ左ノ事業ヲ以テ目的トス	第一項ノ外必要ナル場合はテハ同種ノ營業ヲ目的トスル他ノ會社ノ株主又ハ出資者ト爲ルコトヲ得	合社ト稱シ本店ヲ名古屋市ニ支店ヲ東京府南箕輪郡隅田村ニ設置ス	株券裏面ニ記名捺印シ本會社所定ノ請求書ヲ差出スヘシ但シ株式譲受ノ場合ニハ謂渡人ト連署シ其ノ他ノ場合は本會社ノ適當ト認ムル證明書ヲ添付スコトヲ要ス	第四條 本會社ノ存立期限ハ設立登記ノ日ヨリ滿三十箇年トス但シ總會ノ決議ヲ以テ之ヲ延長スルコトヲ得	第十條 株券ノ名義書換ハ定期總會ノ前二十日以内及臨時總會ノ當日之ヲ停止ス但シ豫メ公告ノ上臨時總會前三週間以内停止スルコトアルベシ
第三條 本會社ノ資本額ハ三百萬圓トス	前項ノ外必要ナル場合はテハ同種ノ營業ヲ目的トスル他ノ會社ノ株主又ハ出資者ト爲ルコトヲ得	合社ト稱シ本店ヲ名古屋市ニ支店ヲ東京府南箕輪郡隅田村ニ設置ス	株券裏面ニ記名捺印シ本會社所定ノ請求書ヲ差出スヘシ但シ株式譲受ノ場合ニハ謂渡人ト連署シ其ノ他ノ場合は本會社ノ適當ト認ムル證明書ヲ添付スコトヲ要ス	第五條 本會社ノ存立登記ノ日ヨリ滿三十箇年トス但シ總會ノ決議ヲ以テ之ヲ延長スルコトヲ得	第十一條 株主ハ其の住所及印鑑ヲ届け置キ之ヲ變更シタルトキモ亦其の旨ヲ届出ツヘシ但シ印鑑變更ノ場合は本會社ノ適當ト認ムル證明書ヲ添付スヘシ
第四條 本會社ノ存立期限ハ設立登記ノ日ヨリ滿三十箇年トス但シ總會ノ決議ヲ以テ之ヲ延長スルコトヲ得	前項ノ外必要ナル場合はテハ同種ノ營業ヲ目的トスル他ノ會社ノ株主又ハ出資者ト爲ルコトヲ得	合社ト稱シ本店ヲ名古屋市ニ支店ヲ東京府南箕輪郡隅田村ニ設置ス	株券裏面ニ記名捺印シ本會社所定ノ請求書ヲ差出スヘシ但シ株式譲受ノ場合ニハ謂渡人ト連署シ其ノ他ノ場合は本會社ノ適當ト認ムル證明書ヲ添付スコトヲ要ス	第五條 本會社ノ存立登記ノ日ヨリ滿三十箇年トス但シ總會ノ決議ヲ以テ之ヲ延長スルコトヲ得	第十二條 本會社ヨリ通知シタル費用ヲ支拂フモノトス
第五條 本會社ノ公告ハ所轄區裁判所ノ公	前項ノ外必要ナル場合はテハ同種ノ營業ヲ目的トスル他ノ會社ノ株主又ハ出資者ト爲ルコトヲ得	合社ト稱シ本店ヲ名古屋市ニ支店ヲ東京府南箕輪郡隅田村ニ設置ス	株券裏面ニ記名捺印シ本會社所定ノ請求書ヲ差出スヘシ但シ株式譲受ノ場合ニハ謂渡人ト連署シ其ノ他ノ場合は本會社ノ適當ト認ムル證明書ヲ添付スコトヲ要ス	第五條 本會社ノ存立登記ノ日ヨリ滿三十箇年トス但シ總會ノ決議ヲ以テ之ヲ延長スルコトヲ得	第十三條 本會社株主カ其の拂込ムヘキ數全部ニ満タサル拂込ヲ爲ストキハ其の拂込額ヲ充當スヘキ株式ノ株券記番號ヲ

第七條 本會社ノ株式ヲ取得シ又ハ氏名ヲ變更シタル者力名義書換ハ請求スルニハ株券裏面ニ記名捺印シ本會社所定ノ請求書ヲ差出スヘシ但シ株式譲受ノ場合ニハ謂渡人ト連署シ其ノ他ノ場合は本會社ノ適當ト認ムル證明書ヲ添付スコトヲ要ス	第八條 株券ノ種類ヲ變更シ若クハ株券ヲ毀損シタル故ニ以テ新株券ヲ請求スル者アルトキハ新株券一通ニ付金貯拾錢ヲ徵收シ舊株券ト引換フヘシ但シ一株券ナントス	第九條 株券ノ消滅紛失シタル故ニ以テ新株券セス
第十條 株券ノ名義書換ハ定期總會ノ前二十日以内及臨時總會ノ當日之ヲ停止ス但シ豫メ公告ノ上臨時總會前三週間以内停止スルコトアルベシ	第十一條 株主ハ其の住所及印鑑ヲ届け置キ之ヲ變更シタルトキモ亦其の旨ヲ届出ツヘシ但シ印鑑變更ノ場合は本會社ノ適當ト認ムル證明書ヲ添付スヘシ	第十二條 本會社ヨリ通知シタル費用ヲ支拂フモノトス

姓	名	株數
淺津	太郎	一
田中	勘次郎	一
島野	源一郎	一
米次郎	一郎	一
下池	一郎	一
眞野	一郎	一
野口	賢一郎	一
谷原	一郎	一
藤田	一郎	一
山田	一郎	一
伊藤	一郎	一
太郎	一郎	一
尾岸	一郎	一
太郎	一郎	一
五郎	一郎	一
太郎	一郎	一
太郎	一郎	一